

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年12月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、「(仮称)中幸町3丁目再開発計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都港区浜松町2丁目4番1号 オリックス不動産株式会社 住宅開発事業第三部 部長 渡邊 啓介 東京都港区北青山1丁目2番3号 株式会社リアルシエルト 代表取締役 新山 勝己 東京都港区白金1丁目4番14号 株式会社トーワ総合システム 代表取締役 山崎 次男
	指定開発行為の名称	(仮称)中幸町3丁目再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町3丁目16番4号 他
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積: 3,852.07 m ² 計画人口(計画戸数): 899人(295戸) 建築計画 建物高さ: 109.20m 延べ面積: 34,907.67 m ²
指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成21年 4月 完了予定: 平成23年10月	
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間: 平成19年12月19日(水)から 平成20年 2月 1日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎市: 川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室) (午前8時30分から午後5時まで) 横浜市: 鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課) (午前8時45分から午後5時15分まで) 大田区: 六郷特別出張所、羽田特別出張所及び大田区役所(環境保全課) (午前9時から午後5時まで)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成20年2月1日(金) (郵送の場合は、平成20年2月1日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm